議案第21号

羽生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

羽生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

(管理者)

第6条 単独型・併設型書業語の を発生を を発生を を対して をがいる を対して をがいる をがいる

2 (略)

(管理者)

第6条 単独型・併設型・併設型事業は を発生を を対して をがいた をがい をがいた をがいた をがい をがいた をがいた をがいた をがいた をがいた をがいた をがいた をがいた をがいた をがいた

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者は、指定居宅サービ ス(法第41条第1項に規定する指 定居宅サービスをいう。第79条に おいて同じ。)、指定地域密着型サ ービス (法第42条の2第1項に規 定する指定地域密着型サービスをい う。第79条において同じ。)、指 定居宅介護支援(法第46条第1項 に規定する指定居宅介護支援をい う。)、指定介護予防サービス(法 第53条第1項に規定する指定介護 予防サービスをいう。第79条にお いて同じ。)、指定地域密着型介護 予防サービス若しくは指定介護予防 支援(法第58条第1項に規定する 指定介護予防支援をいう。)の事業 又は介護保険施設(法第8条第25 項に規定する介護保険施設をいう。 第79条において同じ。) 若しくは 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号)第26 条の規定による改正前の法第48条 第1項第3号に規定する指定介護療 養型医療施設の運営 (第44条第7 項及び第71条第9項において「指 定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者 でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業者は、共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事 業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、当該管理者は、共用型 (利用定員等)

第 9 条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者は、指定居宅サービ ス(法第41条第1項に規定する指 定居宅サービスをいう。第79条に おいて同じ。)、指定地域密着型サ ービス (法第42条の2第1項に規 定する指定地域密着型サービスをい う。第79条において同じ。)、指 定居宅介護支援(法第46条第1項 に規定する指定居宅介護支援をい う。)、指定介護予防サービス(法 第53条第1項に規定する指定介護 予防サービスをいう。第79条にお いて同じ。)、指定地域密着型介護 予防サービス若しくは指定介護予防 支援(法第58条第1項に規定する 指定介護予防支援をいう。)の事業 又は介護保険施設(法第8条第25 項に規定する介護保険施設をいう。 第79条において同じ。) 若しくは 指定介護療養型医療施設(健康保険 法等の一部を改正する法律(平成18 年法律第83号) 附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力 を有するものとされた同法第26条 の規定による改正前の法第48条第 1項第3号に規定する指定介護療養 型医療施設をいう。第44条第6項 において同じ。)の運営(同条第7 項及び第71条第9項において「指 定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者 でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業者は、共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事 業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、当該管理者は、共用型

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、利用申込者又はその家 族からの申出があった場合には、前 項の規定による文書の交付に代え て、第5項で定めるところにより、 当該利用申込者又はその家族の承諾 を得て、当該文書に記すべき重要事 項を電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用す る方法であって次に掲げるもの(以 下この条において「電磁的方法」と いう。) により提供することができ る。この場合において、当該指定介 護予防認知症対応型通所介護事業者 は、当該文書を交付したものとみな す。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもっ

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、利用申込者又はその家 族からの申出があった場合には、前 項の規定による文書の交付に代え て、第5項で定めるところにより、 当該利用申込者又はその家族の承諾 を得て、当該文書に記すべき重要事 項を電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用す る方法であって次に掲げるもの(以 下この条において「電磁的方法」と いう。) により提供することができ る。この場合において、当該指定介 護予防認知症対応型通所介護事業者 は、当該文書を交付したものとみな す。

(1) (略)

(2) 磁気ディスクその他これら に準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる 物をもって調製するファイルに前 項に規定する重要事項を記録した ものを交付する方法 て調製するファイルに第1項に規 定する重要事項を記録したものを 交付する方法

(3)~(6) (略)

(掲示)

- 第32条 指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護 防認知症対応型通所介護従業者の 防認知症対応型通所介護従業者の 時認知症対応型通所介護従業の 大変の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重 要事項 (以下この条において単に 「重要事項」という。) を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書 面を当該指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所に備え付け、かつ、 これをいつでも関係者に自由に閲覧 させることにより、<u>前項</u>の規定によ る掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、原則として、重要事項 をウェブサイトに掲載しなければな らない。

(記録の整備)

第40条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、利用者に対する指定介 護予防認知症対応型通所介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。
 - (1) (略)
 - (2) 第21条第2項<u>の規定によ</u> <u>る</u>提供した具体的なサービスの内 容等の記録
 - (3) 第42条第11号の規定に よる身体的拘束その他利用者の行 動を制限する行為(以下「身体的

(3)~(6) (略)

(掲示)

- 第32条 指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見や可見を 知症対応型通所介護事業所の見き い場所に、運営規程の概要、介護 防認知症対応型通所介護従業者の 形態の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる 要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を 記載した書面を当該指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所に備え付 け、かつ、これをいつでも関係者に 自由に閲覧させることにより、 可規定による掲示に代えることがで きる。

(記録の整備)

第40条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、利用者に対する指定介 護予防認知症対応型通所介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。
 - (1) (略)
 - (2) 第21条第2項<u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容 等の記録

拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第24条<u>の規定による</u>市へ の通知に係る記録
- <u>(5)</u> 第36条第2項<u>の規定によ</u> る苦情の内容等の記録
- (6) 第37条第2項<u>の規定によ</u> <u>る</u>事故の状況及び事故に際して採 った処置についての記録
- (7) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)
- 第42条 指定介護予防認知症対応型 通所介護の方針は、第4条に規定す る基本方針及び前条に規定する基本 取扱方針に基づき、次に掲げるとこ ろによる。

(1)~(9) (略)

- (10) 指定介護予防認知症対応 型通所介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生 命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体的拘 束等を行ってはならない。
- (11) 身体的拘束等を行う場合 には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由を記録しなけれ ばならない。
- (12) (略)
- (13) (略)
- <u>(14)</u> (略)
- (15) (略)
- (16) 第1号から第14号まで の規定は、前号に規定する介護予 防認知症対応型通所介護計画の変 更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

- (3) 第24条<u>に規定する</u>市への 通知に係る記録
- (4) 第36条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録
- (5) 第37条第2項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
- (6) 前条第2項に規定する記録

(指定介護予防認知症対応型通所介 護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型 通所介護の方針は、第4条に規定す る基本方針及び前条に規定する基本 取扱方針に基づき、次に掲げるとこ ろによる。

(1)~(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

<u>(13)</u> (略)

(14) 第1号から第12号まで の規定は、前号に規定する介護予 防認知症対応型通所介護計画の変 更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2~5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合においまの左欄に掲げる場合に関連を活動を選手を置い、前をするででのできる。 準を満たすででできる。 準を消して、関連をでは、関いのででできる。 を満たすができる。 を満たすができる。 を満たすができる。 を満たすができる。

当該指	指定認知症対応型	介護
定介護	共同生活介護事業	能員
予防小	所、指定地域密着	
規模多	型特定施設、指定	
機能型	地域密着型介護老	
居宅介	人福祉施設、指定	
護事業	介護老人福祉施	
所に中	設、介護老人保健	
欄に掲	施設又は介護医療	
げる施	院	
設等の		
いずれ	,	
かが併		
設され	,	
ている		
場合		
(略)	(略)	(略)

 $7 \sim 13$ (略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の規模多機能型居宅介護事業所

2~5 (略)

- 1	D3 1 - PC 3	,	
	当該指	指定認知症対応型	介 護
	定介護	共同生活介護事業	職員
	予防小	所、指定地域密着	
	規模多	型特定施設、指定	
	機能型	地域密着型介護老	
	居宅介	人福祉施設、指定	
	護事業	介護老人福祉施	
	所に中	設、介護老人保健	
	欄に掲	施設、指定介護療	
	げる施	養型医療施設 (医	
	設等の	療法(昭和23年	
	いずれ	法律第205号)	
	かが併	第7条第2項第4	
	設され	号に規定する療養	
	ている	病床を有する診療	
	場合	所であるものに限	
		<u>る。)</u> 又は介護医	
		療院	
	(略)	(略)	(略)

 $7 \sim 13$ (略)

(管理者)

の他の職務に従事し、又は他の事業 所、施設等の職務に従事することが できる。

の他の職務に従事し、又は当該指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所に併設する前条第6項の表の当 該指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所に中欄に掲げる施設等の いずれかが併設されている場合の項 の中欄に掲げる施設等の職務、同一 敷地内の指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所(指定地域密着 型サービス基準条例第6条第1項に 規定する指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所をいう。)の職 務(当該指定定期巡回·随時対応型 訪問介護看護事業所に係る指定定期 巡回·随時対応型訪問介護看護事業 者(同項に規定する指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業者をい う。)が、指定夜間対応型訪問介護 事業者(指定地域密着型サービス基 準条例第47条第1項に規定する指 定夜間対応型訪問介護事業者をい う。)、指定訪問介護事業者(指定 居宅サービス等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準(平成11年 厚生省令第37号。以下「指定居宅 サービス等基準」という。)第5条 第1項に規定する指定訪問介護事業 者をいう。)又は指定訪問看護事業 者(指定居宅サービス等基準第60 条第1項に規定する指定訪問看護事 業者をいう。以下同じ。) の指定を 併せて受け、一体的な運営を行って いる場合には、これらの事業に係る 職務を含む。) 若しくは法第115 条の45第1項に規定する介護予 防・日常生活支援総合事業(同項第 1号二に規定する第1号介護予防支 援事業を除く。) に従事することが できる。

2 · 3 (略) (身体的拘束等の禁止)

(身体的拘束等の禁止) 第53条 指定介護予防小規模多機能 | 第53条 指定介護予防小規模多機能

2 · 3 (略)

型居宅介護事業者は、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の提供に当 たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u> 的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講 じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のた めの指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に 対し、身体的拘束等の適正化のた めの研修を定期的に実施するこ と。

(利用者の安全並びに介護サービス の質の確保及び職員の負担軽減に資 する方策を検討するための委員会の 設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる

型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

<u>ものとする。)を定期的に開催しな</u>ければならない。

(記録の整備)

第64条 (略)

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者は、利用者に対する指定 介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存し なければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 次条において準用する第21 条第2項<u>の規定による</u>提供した具 体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 第53条第2項<u>の規定によ</u> <u>る</u>身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>市への通知に係る 記録
 - (6) 次条において準用する第36 条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容 等の記録
 - (7) 次条において準用する第37 条第2項<u>の規定による</u>事故の状況 及び事故に際して採った処置につ いての記録

(8) (略)

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常 勤の管理者を置かなければならい。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、 当該共同生活住居の他の職務に従事 し、又は他の事業所、施設等の職務 に従事することができる。

2 • 3 (略)

(記録の整備)

第64条 (略)

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者は、利用者に対する指定 介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存し なければならない。
 - (1) · (2) (略)
 - (3) 次条において準用する第21 条第2項<u>に規定する</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
 - (4) 第53条第2項<u>に規定する</u> 身体的拘束等の態様及び時間、そ の際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 次条において準用する第24 条<u>に規定する</u>市への通知に係る記 録
 - (6) 次条において準用する第36 条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等 の記録
 - (7) 次条において準用する第37 条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及 び事故に際して採った処置につい ての記録

(8) (略)

(管理者)

- 第72条 指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業者は、共同生活介護事業者は、共同生活介護事業者は、共事するに 動の管理者を置かなければなない。ただし、当該管理者は、共合は い。ただし、当該管理者は、共合は 活住居の管理上支障がなり場合は従事 し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等者しくは併設する指定小 規模多機能型居宅介護事業所 に従事することができる。
- 2 · 3 (略)

(管理者による管理)

(協力医療機関等)

第83条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業者からの診 療の求めがあった場合において診 療を行う体制を、常時確保してい ること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければなら

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、 同時に介護保険施設、指定居宅サー ビス、指定地域密着型サービス、指 定介護予防サービス若しくは指定地 域密着型介護予防サービス(サテラ イト型指定介護予防認知症対応型共 同生活介護事業所の場合は、本体事 業所が提供する指定介護予防認知症 対応型共同生活介護を除く。)の事 業を行う事業所、病院、診療所又は 社会福祉施設を管理する者であって はならない。ただし、これらの事業 所、施設等が同一敷地内にあること 等により当該共同生活住居の管理上 支障がない場合は、この限りでな い。

(協力医療機関等)

第83条 (略)

ない。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症又は同条第9項に規定する新感染症又は同条第9項に規定する新感染症という。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

<u>7</u> (略)

<u>8</u> (略)

(記録の整備)

第85条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

2 (略)

3 (略)

(記録の整備)

第85条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

- (2) 第76条第2項<u>の規定による</u> <u>る</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第78条第2項<u>の規定によ</u> <u>る</u>身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第24 条<u>の規定による</u>市への通知に係る 記録
- (5) 次条において準用する第36 条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容 等の記録
- (6) 次条において準用する第37 条第2項<u>の規定による</u>事故の状況 及び事故に際して採った処置につ いての記録
- (7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14 条、第15条、第23条、第24 条、第26条、第28条の2、第31 条から第34条まで、第36条から 第39条まで(第37条第4項及び 第39条第5項を除く。)、第56 条、第59条、第61条及び第63 条の2の規定は、指定介護予防認知 症対応型共同生活介護の事業につい て準用する。この場合において、第 11条第1項中「第27条に規定す る運営規程」とあるのは「第80条 に規定する重要事項に関する規程」 と、同項、第28条の2第2項、第 31条第2項第1号及び第3号、第 32条第1項並びに第37条の2第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症 対応型通所介護従業者」とあるのは 「介護従業者」と、第26条第2項 中「この節」とあるのは「第4章第 4節」と、第39条第1項中「介護 予防認知症対応型通所介護について 知見を有する者」とあるのは「介護し

- (2) 第76条第2項<u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- (3) 第78条第2項<u>に規定する</u> 身体的拘束等の態様及び時間、そ の際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第24 条<u>に規定する</u>市への通知に係る記 録
- (5) 次条において準用する第36 条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等 の記録
- (6) 次条において準用する第37 条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及 び事故に際して採った処置につい ての記録
- (7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14 条、第15条、第23条、第24 条、第26条、第28条の2、第31 条から第34条まで、第36条から 第39条まで(第37条第4項及び 第39条第5項を除く。)、第56 条、第59条及び第61条の規定 は、指定介護予防認知症対応型共同 生活介護の事業について準用する。 この場合において、第11条第1項 中「第27条に規定する運営規程」 とあるのは「第80条に規定する重 要事項に関する規程」と、同項、第 28条の2第2項、第31条第2項 第1号及び第3号、第32条第1項 並びに第37条の2第1号及び第3 号中「介護予防認知症対応型通所介 護従業者」とあるのは「介護従業 者」と、第26条第2項中「この 節」とあるのは「第4章第4節」 と、第39条第1項中「介護予防認 知症対応型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「介護予防認 予防認知症対応型共同生活介護につからのは「2か月」と、、第56年であるのは「2か月」と、、第56年でであるのは「2か月」と、、型居でのは、第59条中「投資をでは、第59条中「指定企業でである。とでは、第59条中「護事業者」と応える。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サ ービス事業者及び指定地域密着型介 護予防サービスの提供に当たる者 は、作成、保存その他これらに類す るもののうち、この条例の規定にお いて書面(書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他 文字、図形等人の知覚によって認識 することができる情報が記載された 紙その他の有体物をいう。以下この 条において同じ。) で行うことが規 定されている又は想定されるもの (第14条第1項(第64条及び第 8 6 条において準用する場合を含 む。)及び第76条第1項並びに次 項に規定するものを除く。)につい ては、書面に代えて、当該書面に係 る電磁的記録により行うことができ る。

2 (略)

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サ ービス事業者及び指定地域密着型介 護予防サービスの提供に当たる者 は、作成、保存その他これらに類す るもののうち、この条例の規定にお いて書面(書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他 文字、図形等人の知覚によって認識 することができる情報が記載された 紙その他の有体物をいう。以下この 条において同じ。)で行うことが規 定されている又は想定されるもの (第14条第1項(第64条及び第 8 6 条において準用する場合を含 む。)及び第76条第1項並びに次 項に規定するものを除く。)につい ては、書面に代えて、当該書面に係 る電磁的記録(電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識 することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機による情 報処理の用に供されるものをい う。)により行うことができる。

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条 に1項を加える改正は、令和7年4月1日から施行する。 (身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の羽生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(次項において「新条例」という。)第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは、「講じるよう努めなければならない」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例 第63条の2(新条例第86条において準用する場合を含む。)の 規定の適用については、第63条の2中「開催しなければならな い」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

令和6年2月19日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明